

## 5-2-8. その他の事項

### (1) 廃棄物及び処理施設の状況

#### 1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

建設副産物の再利用・処分に係る法令、条例等の概要を表 5-2-61 に示します。

表 5-2-61 廃棄物等に係る関係法令等の概要

関係法令・条例名		目的・概要
国の法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする。産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物についての規制を定める。
	循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図る。
	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号)	資源の有効な利用の確保を図るとともに、使用済み物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用促進に関する措置を講ずる。リサイクルに係る業種や製品を具体的に指定する。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)	特定の建設資材について、分別解体等および再資源化促進措置を講じ、解体工事業者の登録制度実施等により、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理を図る。
山梨県の条例等	第 3 次山梨県廃棄物総合計画 (平成 28 年 3 月、山梨県)	本計画は、プラチナのごとく光る価値を世界に発信し、全ての県民が明るく希望に満ち安心して暮らせる「輝き あんしん プラチナ社会」の実現を図るため、引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえて、新たに策定した。
	山梨県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針 (平成 14 年 4 月 24 日策定、山梨県)	特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図りもって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
長野県の条例等	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 (平成 20 年長野県条例第 16 号)	事業者等の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物等の処理に関する規制等により、廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境の保全に資する。
	長野県建設リサイクル推進指針 (平成 14 年、長野県)	建設副産物の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」）等に基づき、建設資材廃棄物の排出抑制や再資源化、および再生建設資材などの利用を促進等について、目標や具体的な施策等の方針を策定している。
	長野県廃棄物処理計画（第 4 期） (平成 28 年 4 月、長野県環境部資源循環推進課)	廃棄物排出量削減のための数値目標や 3R と 2R を意識した取組、目標達成のための県民・事業者・行政それぞれの役割を示す長野県廃棄物処理計画（第 4 期：平成 28 年度～平成 32 年度）を策定している。

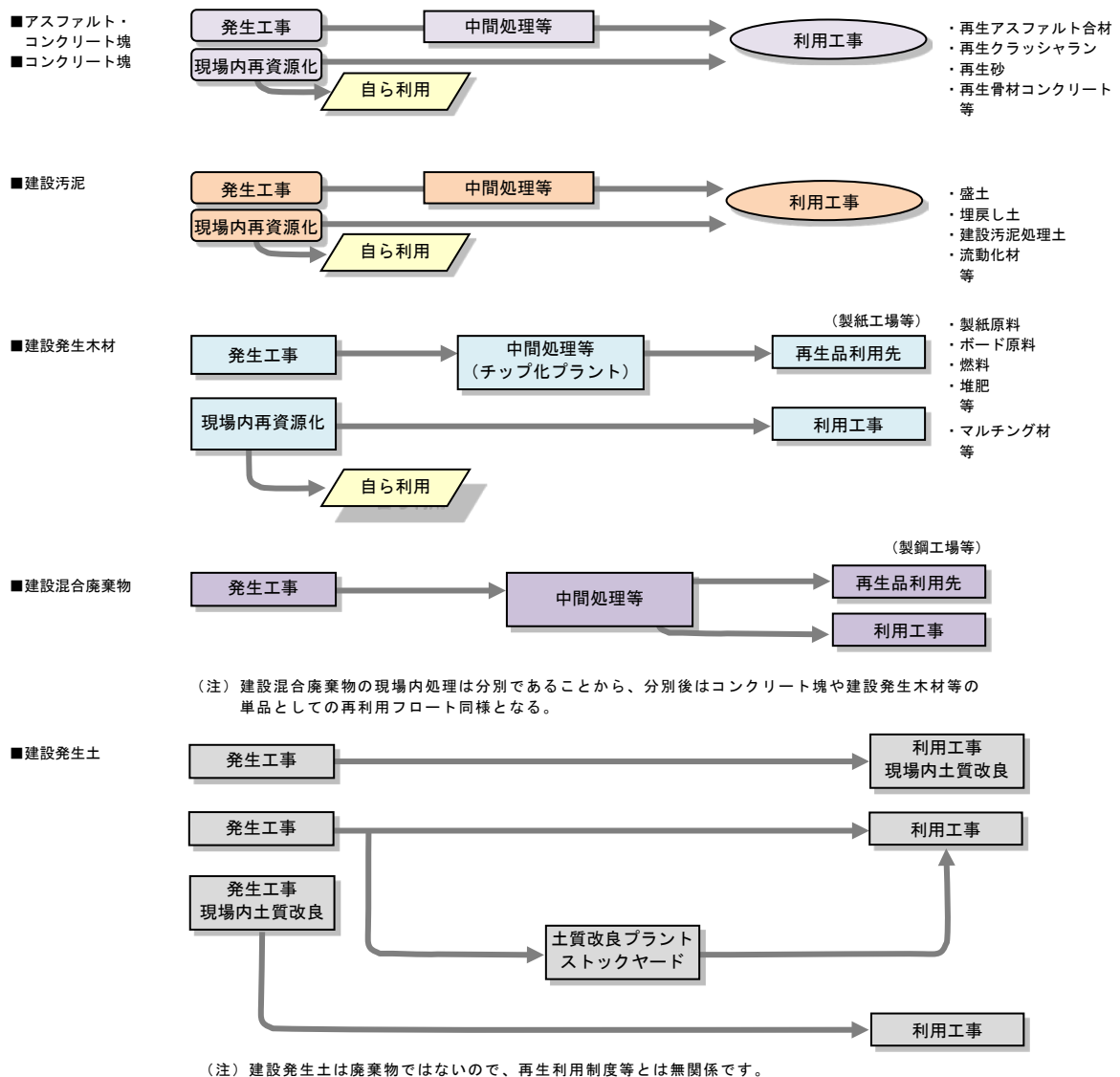
## 2) 廃棄物等の再利用・処分技術の現況

建設副産物等の代表的な再生利用の流れを図 5-2-22 に示します。

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、平成 26 年には「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月 国土交通省）を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2014」によると、平成 26 年度～30 年度の 5 カ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、平成 30 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画の追跡調査を行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

建設副産物の再資源化率を表 5-2-62 に示します。



出典：「よくわかる建設リサイクル 2014-15」（平成 26 年 11 月、建設副産物リサイクル広報推進会議）

図 5-2-22 建設副産物等の代表的な再生利用の流れ

表 5-2-62 建設副産物の再資源化率（平成 24 年度実績）

品 目	発生量(千 t)			
	再生資源化率(%)			
	山梨県	長野県	関東地域	全国
建設副産物全体	590.7	1,367.8	23,166.1	74,841.9
	99.0	96.3	95.4	96.0
コンクリート塊	299.6	660.8	9,040.1	31,748.4
	99.9	99.7	99.5	99.3
アスファルト・ コンクリート塊	202.6	444.1	7,592.3	25,883.0
	99.9	99.7	99.7	99.5
建設発生木材 (伐木材、除根材等含む)	41.4	123.3	1,471.1	5,126.9
	99.5	94.4	95.8	94.4
建設汚泥	17.7	36.6	3,320.4	7,402.4
	87.6	69.3	81.9	85.0
建設混合廃棄物	9.7	50.5	1,040.9	2,795.4
	83.1	53.5	72.1	58.2
その他	19.6	52.5	701.4	1,885.8
	93.7	89.1	93.7	91.6

注) 再生資源化率は発生量ベースで縮減量を含みます。

出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」（平成 26 年 3 月 27 日、国土交通省ホームページ）

### 3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

山梨県の調査区域には産業廃棄物の処理施設はありません。

長野県の調査区域において、本事業により建設副産物の処理場として利用が想定される産業廃棄物処理施設を表 5-2-63 及び図 5-2-23 に示します。なお、調査区域には最終処分場はありません。

表 5-2-63 産業廃棄物処理施設（長野県）

No.	種類	施設名称	種類	対象物	許可年月	施設所在地
N1	産業廃棄物 処分業 (中間処理)	畑八開発 株式会社	破碎、 破碎(移動 式)	木くず・がれき類	平成 27 年 5 月	佐久穂町畑 288 番地及び佐久穂 町大字八郡 3226 番地
N2		株式会社 小海アスコ ンリサイクルプラント	破碎、 破碎(移動 式)	木くず・がれき類	平成 28 年 4 月	小海町豊里 2323

注 1) No. は図 5-2-23 中の番号に対応しています。

出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」（平成 31 年 3 月 31 日現在、長野県環境部資源循環推進課ホームページ）

図 5-2-23 廃棄物等処理施設位置図

凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町村界
- 産業廃棄物処理施設（中間処理）

長野県出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」  
（平成 30 年 12 月 31 日現在、  
長野県環境部資源循環推進課ホームページ）

